

2021.3.1

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No26

二度にわたる緊急事態宣言により、食品製造業の皆様には厳しい経営環境に苦しむ方々も多いと存じます。心よりお見舞い申し上げます。

全国の新規感染者数は、引き続き減少が継続していますが、2月中旬以降減少スピードが鈍化しており、下げ止まる可能性も指摘されています。

入院者数、重症者数等も減少し、保健所や医療機関の負荷は軽減してきていますが、現場は長期にわたって対応してきており、業務への影響は直ちには解消されていない状況にあるとみられています。

こうした状況を地域ごとに勘案し、政府は、2月26日（金）の12時30分～13時30分にかけて開催された「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針等諮問委員会」（尾身茂会長）に岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の6府県について緊急事態宣言の対象区域から2月28日をもって解除すること等を諮問し、了承されました。

これを受け、「第56回新型コロナウイルス感染症対策本部」が18時15分から首相官邸で開催され、10都府県に発令されている緊急事態宣言について、上記6府県については2月28日をもって対象区域から解除すること、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県については、宣言の期限である3月7日に向けて、飲食店の時間短縮を始めとするこれまでの対策を一層徹底することとされました。

また、年末以来17都府県で確認されている変異株が短時間で検出できる新たな検査の方法を全ての都道府県で実施し、国内の監視体制を強化し、引き続き十分に警戒することとされました。

今回は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の変更について

●緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日から3月7日まで（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

令和3年1月14日から2月28日まで（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府
兵庫県、福岡県）

ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

●緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（4都府県）

これらの区域については、引き続き、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況を見極めつつ、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である令和3年3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていく。

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更など

2月26日に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①緊急事態措置が解除された府県においては、感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じること、その際、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和3年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考にして取り組むこと②世界的な変異株の発生状況と国内で変異株のクラスターが複数報告されていること等を踏まえた変異株スクリーニング等を強化すること等です。

基本的対処方針と新旧対照表等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210226.pdf

基本的対処方針変更（令和3年2月26日）（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210226.pdf

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

<https://corona.go.jp/emergency/>

3 緊急事態宣言解除後の感染拡大防止策等

今回は、緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策が重要視されています。

新型コロナウイルス感染症対策本部で取りまとめられた、感染拡大防止策の概要（資料5）

新型コロナウイルス感染症対策分科会のリバウンド防止策の提言の中で、「リバウンド防止のための日常生活の在り方」として、国民や飲食店に係る業界団体に対して周知して欲しいとして示された資料（別紙1、別紙2、別紙3）を添付しましたので、ご確認下さい。

以上です。

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398

緊急事態宣言解除後の感染拡大防止策

1. 緊急事態宣言下における取組の段階的緩和

- ▶ 対策の緩和については、段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることが基本。
 - ① 営業時間短縮要請
(知事が行う時短要請について、国として支援)
 - ② イベント開催制限
(一定の経過措置を経て、その他地域レベルに復帰)
 - ③ テレワークの徹底
(出勤者数7割削減を目指すテレワークの推進)

2. 感染再拡大防止策

- ① 営業時間短縮要請に関して、引き続き、見回りや働きかけ活動を徹底
- ② 飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底
- ③ 検査の戦略的拡充。感染拡大の予兆を早期に探知するための幅広いモニタリング検査・高齢者施設での集中的検査等
- ④ クラスター対策の強化。濃厚接触者に積極的疫学調査の再度強化
- ⑤ 感染拡大の兆しをつかんだ場合には、改正特措法によるまん延防止等重点措置の活用
- ⑥ ワクチン接種の着実かつ円滑な実施
- ⑦ 変異株への包括的な対応強化

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分に、
適切な大きさのアクリル板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、
同居家族以外では
いつも近くにいたる4人まで。

外出はすいた時間と場所を選んで。

特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。

花見は宴会がしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるよう方針を業界団体で検討。